

令和7年度  
むつ市こどもの権利事業  
報告書

むつ市こどもみらい部子育て支援課



「こどもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」

～むつ市こどもオンブズパーソンの活動に寄せて～

1994年4月22日、日本は子どもの権利条約を批准しました。当時中学1年生だった私は、校門前で配られていたリーフレットで「子どもの権利」という言葉を初めて知りました。それから長らく、日本では子どもの権利に関する体制整備が遅れてきましたが、近年のこども基本法の制定や、むつ市における「こどもの笑顔まんなか条例」の施行など、ようやく社会全体でこどもを権利の主体として守る体制が整ってきたと実感しています。

タイトルの言葉は、「子どもの権利条約の父」と呼ばれるポーランドの医師・教育者ヤヌシュ・コルチャックの名言です。彼はこどもを、将来おとなになるための未熟な存在としてではなく、「すでに権利を持つひとりの人間」として深く尊重しました。

こどもは、単に大人から守られるだけの「客体」ではありません。大人が先回りし、手取り足取り何でもしてあげることが、必ずしもこどものためになるわけではないのです。昨年度の報告書で、田中代表こどもオンブズパーソンが「私たちのことを、私たち抜きで決めないで(Nothing about us without us)」という言葉を用いました。これは障害者の権利に関する条約の成立過程で当事者の方々から主張された言葉ですが、こどもを含むすべての人にかかわる重要な理念であり、私たちオンブズパーソンが共通して大切にしている考え方です。

この理念のもと、こどもが自分に関わる事柄について意見を表明し、参加していくためには、何よりもまず、大人がこどもの発する「声」にしっかりと耳を傾け、その想いを受け止めることが大前提です。

その上で、意見を尊重するとは、こどもの言うことをそのまま何でも聞き入れるということではありません。願い通りにできない時こそ、大人の考えや社会のルールをごまかさずに、こどもへ丁寧に伝える姿勢が求められます。大切なのは、こどもを対等なひとりの人間として認め、真剣に「対話」を重ねることです。

こどもの真意を聴き、誠実に対話することは、大人にとって実はとても難しいことです。しかし、その難しさから逃げずにこどもと向き合う葛藤の過程こそが、私たち大人自身の成長を促し、社会全体の成熟へとつながっていくのだと思います。

「こどもオンブズパーソン」の活動が、こどもの視点を大切にし、笑顔が輝く未来を共に築く一助となればと願っています。

むつ市こどもオンブズパーソン

弁護士 大谷 直

## も く じ

I	こどもの権利を守るための取り組み	.....P1
	1.むつ市こどもの笑顔まんなか条例	
	2.むつ市こどもオンブズパーソン	
	3.むつ市こどもの権利相談窓口	
	4.こどもの権利の認知度	
II	令和7年度 こどもの権利相談窓口の活動状況	.....P9
	1.相談状況	
	2.事例報告	
III	こどもの声を聴く取り組み	.....P13
	1.むつ市こどもの笑顔まんなかモニター	
	2.こどもの笑顔まんなかモニターアンケートの実施	
IV	こどもの権利普及啓発活動	.....P33
	1.2025こどもの権利の日 in むちゅ	
	2.むつ市こどもの権利出前講座	
	3.むつ市こどもオンブズパーソン講演会	
	4.普及啓発物の配布	
V	資料	.....P41
	・むつ市こどもの権利相談窓口緊急対応フロー図	
	・むつ市こどもの笑顔まんなか条例	
	・むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則	

# I こどもの権利を守るための取り組み

この報告書は、むつ市こどもの笑顔まんなか条例第19条に基づき、令和7年度の活動状況をまとめたものです。

## 1. むつ市こどもの笑顔まんなか条例

### 前 文

日本には、平和な社会を維持し、国民の基本的人権を永久の権利として定めている日本国憲法があります。

また、日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利をもつ主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとりの人間として、自分らしく、豊かに成長、発達していく権利があることを認め、これを大切にすることを約束しています。さらに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が制定されました。

こどもは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。命が守られ、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、児童の権利に関する条約やこども基本法に定める全ての権利が保障されなければなりません。

こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人と同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。

こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切にできる心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます。

大人は、こどもの権利を実現していくために、こどもの成長と発達する力を認め、こどもの思いや意見を受け止め、誠実に向き合うことが必要です。そして、こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもにとって最も良いことは何かを共に考え、支援していく責任があります。

私たちは、こどもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していくため、こどもの意見を取り入れながら、地域全体でこどもに関わる施策に取り組んでいく必要があります。

地域の宝であるこどもは、むつ市の将来を担っていく大切な存在です。こどもが、四季折々の豊かな自然に恵まれたむつ市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていくことを願い、条例を制定します。

## (1) 条例の目的

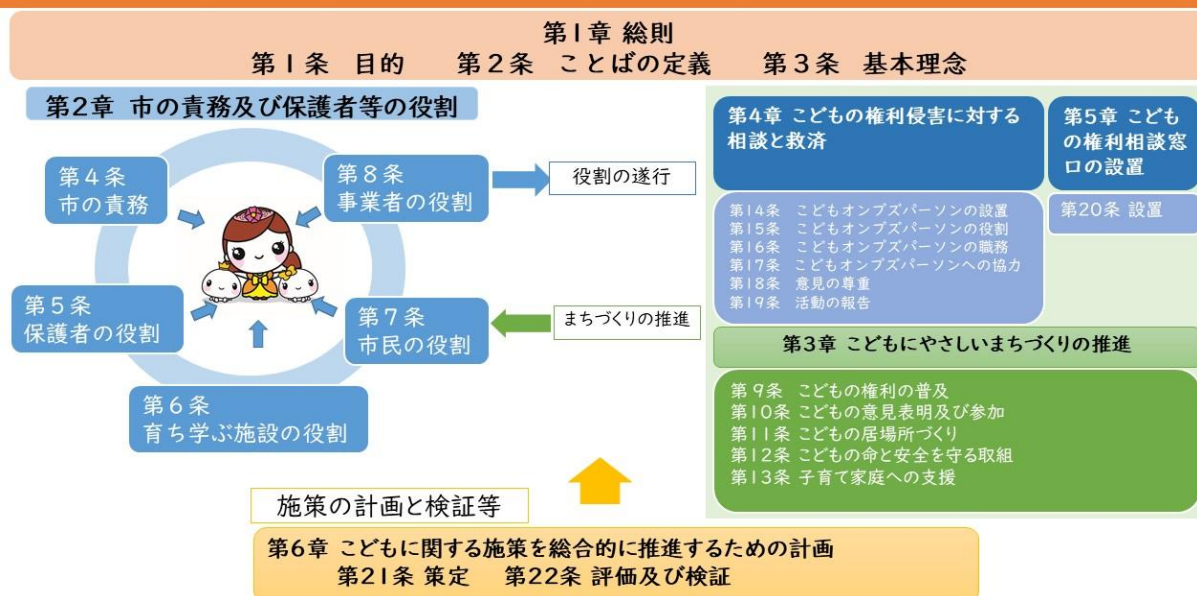
この条例では、すべてのこどもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもを権利の主体として認め、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、こどもが笑顔になるようこどもをまんなかに捉え、こどもにやさしいまちづくりを推進することを目的としています。

## (2) 条例の基本理念

条例第3条では、以下の基本理念が定められています。

- ・日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- ・こどもに関わることを決める場合は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ・社会を担っていくこどもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれに連携、協力しながら、こどもにやさしいまちづくりに取り組むこと。

## むつ市こども笑顔まんなか条例について



## 2. むつ市子どもオンブズパーソン

### (1) 子どもオンブズパーソンの設置目的

むつ市子どもオンブズパーソンは条例第14条第1項の規定に基づき、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利侵害があった場合の救済を目的に設置されました。

### (2) 子どもオンブズパーソンの役割

条例第15条では子どもオンブズパーソンの役割について定めています。

- ・子どもオンブズパーソンは、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るように努めていきます。
- ・子どもオンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力するよう努めていきます。

### (3) 子どもオンブズパーソンの職務

条例第16条で定める子どもオンブズパーソンの職務は、以下のとおりです。

- ・子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。
- ・子どもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。
- ・子どもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

### (4) 子どもオンブズパーソンへの協力

条例第17条では、市及び育ち学ぶ施設は、子どもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に協力しなければならない。また、保護者、市民及び事業者は、子どもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めます。

### (5) 子どもオンブズパーソン

条例第14条では、子どもオンブズパーソンは、3人以内とし、子どもの権利についての理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから市長が委嘱することとなっています。また、子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密については、守秘義務が課されています。

氏名	所属	任期
田中 志子 (たなか さちこ)	青森大学 社会学部教授 社会福祉士	令和6年9月1日から 令和9年3月31日まで
大谷 直 (おおたに なおし)	大谷法律事務所 弁護士・社会福祉士	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

※令和8年3月31日現在、委嘱されているこどもオンブズパーソンは、上記のとおりです。

## (6) こどもの権利運営会議

こどもの笑顔まんなか条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条では、以下に掲げる事項を協議するため、代表こどもオンブズパーソンは会議を開催できることとなっています。

- ・こどもオンブズパーソンの職務の方針に関すること。
- ・こどもの権利侵害に関する救済、権利の回復に向けた話し合いに関すること。
- ・活動状況の報告に関すること。
- ・その他こどもオンブズパーソンが協議の必要があると認める事項に関すること。

令和7年度は「こどもの権利運営会議」として3回開催しました。

### ✓第1回こどもの権利運営会議

日時 令和7年7月10日 15時30分～ 場所 オンライン会議

- 議題
1. 青森市子どもの権利擁護委員より青森市の活動紹介及び意見交換
  2. 令和7年度むつ市こどもの権利事業活動報告及び活動計画
  3. その他

### ✓第2回こどもの権利運営会議

日時 令和7年10月29日 10時～ 場所 オンライン会議

- 議題
1. こどもの権利事業活動報告について
  2. 今後の事業活動予定について
  3. 令和7年度こどもの権利の日イベントについて
  4. その他

✓第3回こどもの権利運営会議

日時 令和8年3月18日 13時30分～ 場所 オンライン会議

- 議題
1. こどもの権利事業活動報告について
  2. 令和7年度こどもの権利事業報告書（実績報告）について
  3. 令和8年度こどもの権利事業のスケジュールについて
  4. 緊急時の対応の流れについて
  5. その他

### 3. むつ市こどもの権利相談窓口

#### (1) 相談窓口の開設

条例第20条では、市は、こどもの権利に関する相談を行う相談窓口とこどもの権利相談員を設置することが定められています。こどもの権利相談窓口として、令和6年4月1日に「こどもの権利相談窓口」を開設しました。

こどもの権利相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、子どもオンブズパーソンを補助するための調査、調整等を行います。

#### (2) 相談窓口の概要及び対象者

- ・名称 こどもの権利相談窓口
- ・所在地 〒035-8686  
むつ市中央一丁目8番1号 こどもみらい部子育て支援課
- ・電話 0175-22-1126（直通）
- ・対象 市内に在住、または市内の学校・保育園等に在籍している子ども及びこどもの関係者（保護者、職員等）

※条例では、こどもを18歳未満としていますが、満18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある方で、次のいずれかに該当する方もこどもと同等の権利を認めています。

- ・市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの
- ・市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの

#### (3) 窓口の開設日時

月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで（土・日・祝日、年末年始を除く）



と認められるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な調査や関係者間との調整を行います。また、当該調査等が権利を侵害されたこどもまたは保護者からの申立てでないときは、調査等を行うことについて事前に当該こどもまたはその保護者の同意を得ることとなります。

調査の結果、必要がある場合は、こどもの権利の保障について意見表明をすることができます。

#### (7) こどもの権利相談員の配置

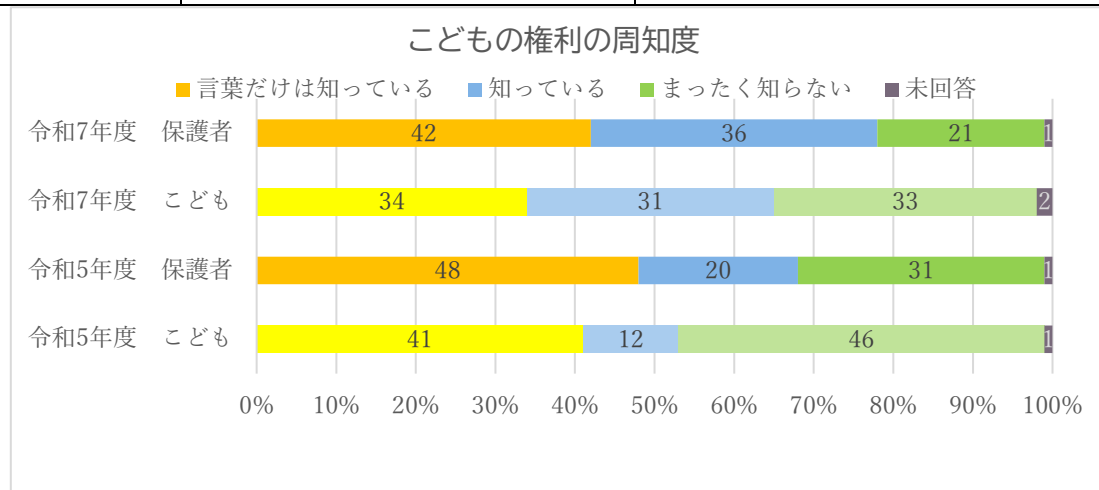
条例第20条では、こどもの権利相談員を置くことが定められています。相談員の職務としては、こどもの権利の保障について必要な調査等を行うこと、こどもの権利の保障についての普及啓発に関すること、こどもオンブズパーソンの職務について補佐することがあげられます。

#### (8) 職員体制（令和8年3月31日現在）

こどもオンブズパーソン	2名	大学教員・社会福祉士／弁護士・社会福祉士
こどもの権利相談員	1名	むつ市こどもみらい部子育て支援課
こどもの権利事業事務局	1名	(035-8686 むつ市中央一丁目8番1号)

### 4. こどもの権利の認知度

調査名	こどもの権利に関するアンケート調査	こども計画策定に関するアンケート調査
実施期間	令和5年9月15日～10月6日	令和7年12月24日～令和8年1月19日
対象者	①小5、中2、高2のこども 1,239名 ②上記の保護者 1,239名	①小5、中2のこども 701名 ②上記の保護者 701名
回収数／配布数 (回収率)	①794件／1,239件 (64.1%) ②373件／1,239件 (30.1%)	①212件／701件 (30.2%) ②264件／701件 (37.7%)



## Ⅱ 令和7年度こどもの権利相談窓口の活動状況

## 1. 相談状況

令和7年度の相談受付件数は、実件数が6件、延べ件数が16件でした。さまざまな困難に直面した子どもや保護者・関係者から寄せられる悩み等に対し、解決のために相談が重ねられ、1回の相談で終了したのは5件で、あとの1件は複数回の相談が重ねられました。

相談内容としては、母子分離不安1件、ひきこもり1件、授業妨害・教室抜けだし1件、LGBTQ及び学校への要望1件、子育ての悩み1件、いじめ1件です。相談者は、保護者が6件で、子どもからの相談はありませんでした。

相談方法としては、電話（1件）、面談（3件）、ケース会議（1件）、相談フォーム（1件）でした。手紙やメールでの相談はありませんでした。また、救済の申立でもありませんでした。

## 2. 事例報告

相談窓口は、権利侵害からの速やかな救済と子どもの権利の保障を図るため、子どもや保護者・関係者から相談を受けた後、必要に応じて様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。

事例については、プライバシー保護のため対応した事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

### ケース1 事例報告

相談者	母親	年代・性別	10代 女子
相談内容	引きこもり	相談方法	ケース会議
【主訴】小学校低学年より中学校まで不登校。中学校卒業後は、自宅に引きこもっている状態。少しずつ社会とつなげ、学び直しや社会復帰につなげていきたい。			
ケース会議 内容			
これまでの経緯 昨年度の「ケース1（引きこもり）」について、引き続き関係者でケース会議を開き関わってきた事例です。 ケース会議のメンバー Aさんの母親と、6つの関係機関（元SSW、社会福祉法人、社会福祉協議会、教育支援センター（教育相談室）、手芸店、子どもの権利相談員） Aさんは小学校低学年より不登校で現在は自宅引きこもりの17才です。 令和6年度の外出は、皮膚科通院、外食数回に加え、市外のメンタルヘルス科（車からは降りられず）通院。 令和7年度は、手芸店への訪問回数を増やすことやメンタルヘルス科の受診の他、社会との繋がりを模索していきたいと考えケース会議を継続しています。			

継続するに当たり、令和6年度の以下の取組が効果的だったことを踏まえていくこととしました。

- ① 医療機関や手芸店とつなげるために、案内状を出す。（母親を介さず直接自分事を知る。可視化。）
- ② 家庭内でも外出先でも本人が選択し自己決定する機会を増やす。（選択能力、自己決定）
- ③ 外出した際には、本人との関わりが期待される場所の前も通り視覚に残す。（社会との繋がり）
- ④ 本人に関わることは母親が判断せず、本人の思いが膨らむような言動を心がける。（主体性）

5月、Aさんから「勉強を教えてくれるところはどこか？」と母親に聞く機会が増えてきました。そこで、自動車でもつ市教育支援センターの前を通ったり、センターの話題を出したりすることでセンターを外から見学する機会に繋がりました。

7月「センターに行こうかな」の発言があったことを受け、母子でセンター来所となりました。初日は、母子一緒のゲーム、学習例の紹介、事前に準備していたアイスから好きな物を選択させるだけの15分程度で退所としました。

この後、Aさんから母親に「次はいつ行く？」と頻繁に聞くようになり、センターと相談しながら行く日を決めることとしました。

母からの情報によると、Aさんは、オンラインのゲームの相手から「それ、高校で習わなかったの？」と言われたことがあったらしく母に「高校は卒業しないといけないでしょ」と話してくるとのことです。

これを受け、センターでは、高校の情報を必要なときに出せるように準備しておくこととしました。

そして、本人のセンターに行きたい思いが強くなり、8月と9月は、母子で1回ずつセンターに行つての学習が始まり、定時制高校の説明も受けるようになりました。

Aさんは自宅で「定時制に行かなきゃ」「後悔している。準備が遅すぎた。もう少し早く準備すれば良かった」などの発言が多くなっているとのこと。

10月からは週2回、センターに通うようになり、漢字、算数、社会の学習をし、12月まで順調に継続されました。

1月に入り、受験が近づいてくるとAさんの受験に対する不安が大きくなってきました。面接への不安や勉強の不安が語られるようになってきました。センターに行けなくなったり、行けたとしてもすくみ反応が見られたりと精神的に苦しそうな様子が見られセンターへの足も遠のいてきました。

そこで、センター長より、今年度の受験は無しにし、センターで勉強していこうということをお母さんに伝えました。

ほぼ自宅引きこもりだったAさんが、高校受験を目指し、むつ市の教育支援センターに週2回通うようになり、他市の病院の受診にも行くことができるようになるなど大きな変容が見られました。今年度の高校受験は見送ることになりましたが、引き続きセンターには通うことになりそうです。

今後もAさんと社会との繋がりを目指して支援を継続していきたいと思います。

## ケース2 事例報告

相 談 者	母親	年 代 ・ 性 別	中学生 男子
相 談 内 容	息子の友達のこと	相 談 方 法	面談
【主訴】息子の友達の男の子（Bさん）は自殺願望が強く、トランスジェンダーの悩みも抱えている。			
相 談 内 容			
<p>中学生の息子の友達のBさんは、遺書を書いたことがあり、それを学校に持っていき、先生に見つかっています。心配した先生が相談にのり、その後スクールカウンセラーも相談にのってくれています。</p> <p>Bさんは、トランスジェンダーで、家では女性用の物を身につけたり、女性用のシャンプーを使ったりすることから両親から偏見の目で見られています。そのため、家族との関係も悪く、彼の親に対する反発は非常に強いものがあります。学校から遺書のこと親に伝えられたため、親は腫れ物に触るような感じで彼に接しています。</p> <p>そんなBさん親子が引っ越すことになり、学校も転校することになりました。学校同士で連絡を取り合って遺書を書いたことがあることは伝わるかも知れませんが、トランスジェンダーで家族と折り合いが悪く悩んでいることは転校先の学校に伝わらないのではないかと心配しています。自殺するのではないかと心配があります。</p> <p>スクールカウンセラーにも引き続き付いてほしいし、Bさんの家族がトランスジェンダーの彼に対する理解をしてくれるよう変わってくれなければ、彼の悩みはかわらず、自殺願望が膨らんでしまうのではないかと心配しています。転校先の学校、彼の家族が彼を理解して彼を助けてくれるように関係機関と調整しました。</p> <p>本案件は、命に関わる重大な案件であるため、教育委員会と情報を共有しました。そして、教育委員会より双方の学校やスクールカウンセラーを派遣する教育事務所にも情報が伝えられ、転校先の先生方の面談やスクールカウンセラーの相談につながりました。</p>			

### Ⅲ こどもの声を聴く取り組み

## 1. むつ市こどもの笑顔まんなかモニター

令和6年度より、市のこどもに係る施策に、こどもの声を反映させていくために、こどもの笑顔まんなかモニターを、市内の小学校4年生から高校3年生相当（18歳）までのこども・若者から募集しています。

### (1) こどもの笑顔まんなかモニターの概要

#### ①第1期こどもの笑顔まんなかモニター

- ・応募人数 : 41名（小学生14名、中学生20名、高校生7名）
- ・募集期間 : 令和6年9月20日～10月20日
- ・任 期 : 令和6年11月20日～令和7年11月19日まで

#### ②第2期こどもの笑顔まんなかモニター

- ・応募人数 : 33名（小学生9名、中学生14名、高校生10名）
- ・募集期間 : 令和7年9月19日～10月19日
- ・任 期 : 令和7年11月20日～令和8年11月19日まで



### (2) こどもの笑顔まんなかモニターの活動

こどもモニター	活動内容	ページ
第1期	・令和7年6月 アンケート『こどもの権利とこども計画』	P18
第1期	・令和7年9月 アンケート『地球温暖化を防ぐために』	P26
第1,2期	・令和7年11月『2025こどもの権利の日inむちゅ』	P34
第2期	・令和8年1月『ふらっとinこどもの笑顔まんなかモニター』	P16

#### ①こどもの笑顔まんなかモニター任命式・感謝状贈呈式・ワークショップ

- ・日 時 令和7年11月29日 10時～12時
- ・講 師 甲斐田 万智子氏（NPO法人国際子ども権利センター）
- ・出席者 第1期・第2期こどもの笑顔まんなかモニター  
保護者、人権擁護委員、ボランティア等関係者、こどもオンブズパーソン、むつ市長
- ・内 容 こどもモニターに、山本市長より委嘱状が交付されました。その後、講師の甲斐田万智子氏と一緒に、こどもの権利かるたを使ったワークショップを行い、こどもの権利についてみんなで話し合いました。また、会場には、大湊高校家庭コースの2年生の皆さんが作成した、こどもの権利ポスターも展示しました。

※ワークショップの様子



こどもモニターと甲斐田万智子氏、大谷直こどもオンブズパーソン、山本知也市長



グループワークの様子。小学生から高校生までいろいろな年代が混ざり合って実施しました。



大学生の皆さまもボランティアと一緒に参加し身近な権利のことを話し合いました。



人権擁護委員の皆さまにはファシリテーターをお願いしました。



世界子どもの権利かるたでは、遊びながら、身近にある子どもの権利が学べます。

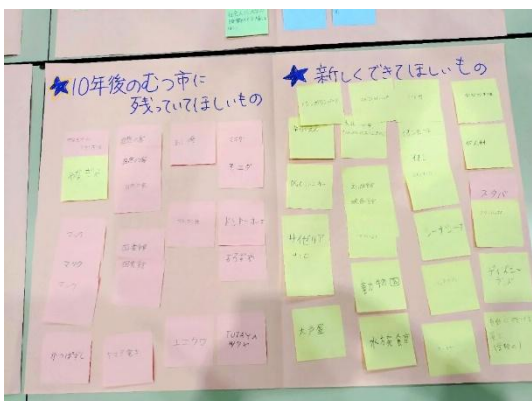


大湊高校家庭コースの皆さまが作成した『こどもの権利ポスター』も展示しました。

## ②ふらっと in こどもの笑顔まんなかモニター

- ・日 時 令和8年1月31日 10時～12時
- ・出席者 第2期こどもの笑顔まんなかモニター
- ・内 容

モニターの子ども達が選んだテーマ「10年後のむつ市、どうなっていたら最高？」で市長も交えて、ワークショップを開催しました。



たくさんの「むつ市に残ってほしいもの」、「新しくできてほしいもの」がありました。



市長と一緒に、むつ市の理想の未来について話し合いました。



自分たちの住まわちのことを一生懸命考えました。



参加してくれたモニターみんなで記念撮影

### ✓こどもの声～『ふらっと (ワークショップ)』で出た意見～

#### ①10年後のむつ市に残っていてほしいと思うものや新しくできてほしいと思うもの

##### <10年後のむつ市に残っていてほしいと思うもの>

やなぎやのフライボール/自然の家/マエダ/あし崎/マック/図書館/ドンキホーテ/かっぱ寿司/ヤマダ電気/ユニクロ/TUTAYA/よろずや/文化会館/田名部祭り/陸上競技場/人/むつ病院/学校/科学技術館/コスモス幼稚園/マクドナルド/スキー場/自販機/人口/今ある小学校/中学校/高校/今あるお店 (TSUTAYAとかドンキ、マエダ本店、ミスタードーナツ、ピザハット)

##### <新しくできてほしいと思うもの>

イオン/E L M/文房具やコスメの専門店/ファッション店/GU/かつや/焼き肉キング/山岡家/スイ

ーツ店/シャトレゼ/地下鉄/新しいルートのフェリー/新幹線や飛行場/大きい駅/旅館/室内で遊べる場所(トランポリン場やアスレチック)/大学や専門学校、もっと学校ができてほしい/止まらない電車/シーナシーナ/室内ドッグラン/エレベーター/歩道橋/イオン/IKEA/アットコスメ/旅館/コメダコーヒー/フェリー/セブン/公園/水族館/動物センター/新幹線/室内で遊べる施設/医学部のある大学/ラウンドワン/トイザラス/スポーツ店/陸上競技場/東京ドームみたいな野球場/スタバ/室内で遊べるところ

### ②10年後のむつ市にどうなっていてほしい？

わかい人たちがどんどん集まってくれるような環境/室内で遊べる場所があり、楽しみながら身体を動かすことができる/子どもの学ぶ小中高や大学や専門学校など充実した学びの環境が整ってほしい/大間や佐井、風間浦などの移動時間の短縮/県外の人からも興味を持ってもらえるような栄えた市になってほしい/仏ヶ浦とか自然を見に来る人が増えてほしい/今のままの自然を残してほしい/都会の人も来るような観光名所/古い建物は大事に残して観光に来た人が泊まれるようにしてほしい/自然の豊かなむつ市/でっかいコンサートホールが欲しい/どんな人でも「住んでよかった」と思える市。人口10万くらい/誰でも医療費無料/縦貫道完成してほしい/むつ市の面積を増やす/北欧のような税は高いがその分幸せに暮らせる(いろいろな教育とか大学まで無料とかの市/消費税をなくす/ドームにエアコンが欲しい/でっかい道の駅がほしいな~/とにかくいいまち、人口たくさん/青森県と北海道がつながってほしい/県庁所在地むつ市/今の景観を残している/伝統を受け継いでいる/田名部祭りがもっと有名/いろいろな店などが並ぶ/栄えている/除雪どこでもしてほしい/細い道にも除雪が入ってほしい/税金無償化/高齢者の医療費を安くしてほしい/大きいマンションとかアパートとか住む場所/自然を残しつつ大きなアパートとかもほしい/むつ市にパンダが来てほしい/むつ市に帰ってきた社会人に大学の授業料を支援してほしい

### ③10年後の理想のむつ市のために、むつ市長へひとこと

サイゼリアがほしい。理由、サイゼリアの商品は安いしおいしいから/学校に給食とかの時間に来て、市長と意見交換がしたいです/学校のスキー教室を復活させてほしい/廊下や体育館にもエアコンを設置してほしい/学校で他の国や外の学校の人たちと交流してみたい/街灯を増やしてほしい/下北かるたをいろんな人に広めたい/伝統を残すために子どもが参加できる活動がほしい/自然の家を無くさないでください/自然の家がなくなった後、新しい自然の家を作ってほしいです/社会人の人にも医療費を少しでいいから負担してほしい/熊対策を強化してください/動物と共存できる市にしてください/熊の対策を来年度頑張ってください/熊対策を頑張ってください/物価高騰をおさえてほしい/地震で建物が倒壊しないように地盤強化してください/縦貫道つくるの、がんばれ~/自然豊かな市にするためには「木」をあまり切らないでほしい(じゃまなものはOK)/むつ市を観光名所にしてほしいから桜の並木がほしい/学校の通学路を除雪して~/青森県全体を都会にして欲しい/いろんな企業をもっとむつ市に呼んでほしい/古民家をつかって新しい事業を始めた方がいいと思います/小学校高学年以上の人が遊べる環境をもっとほしいです/自然を大切に残してほしいです/自然の家を残してほしいです/大学や専門学校など、県外に行かなくてもむつ市で学べるようにしてほしい

## 2. こどもの笑顔まんなかモニターアンケートの実施

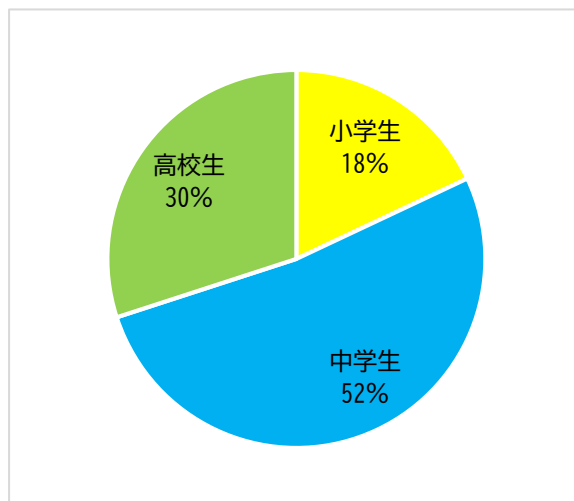
### ①『子どもの権利とこども計画』について

#### <概要>

- ・目的
  - ・子どもの権利の周知度を尋ね、事業の周知方法の参考にする。
  - ・こども計画の策定にあたり、こどもの大切にすることを尋ね、スローガン作成の参考にする。
- ・実施期間 令和7年6月18日～7月1日
- ・調査対象 こどもの笑顔まんなかモニター
- ・調査方法 インターネットを通じてアンケート専用フォームから回答

区分(年代)	対象者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
小学生	6	5	83.3
中学生	26	14	53.8
高校生	8	8	100
その他	1	0	0
合計	41	27	65.8

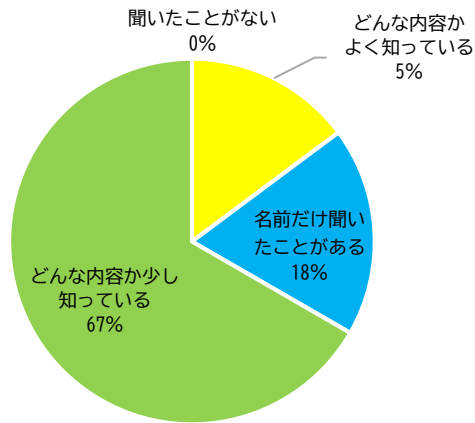
#### 回答者の内訳



回答者の内訳は、  
中学生が最も多く52%、  
次いで高校生が30%、  
小学生が18%だった。

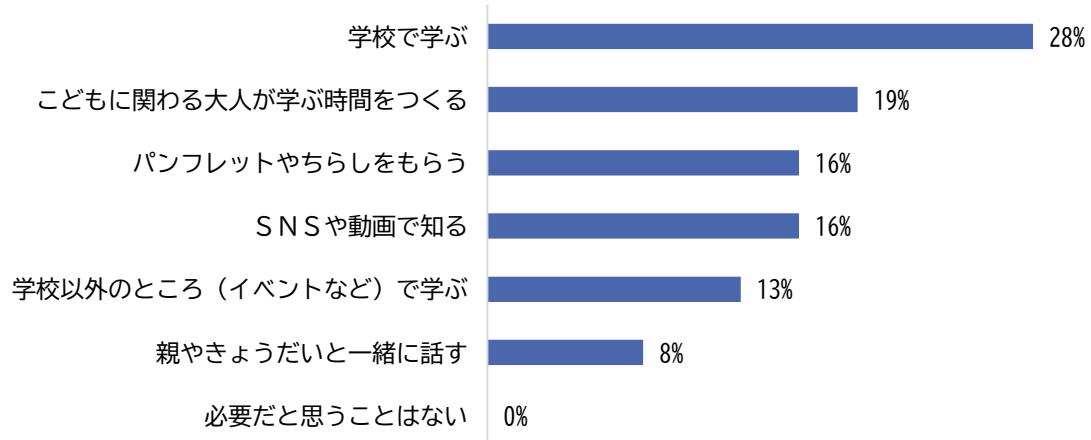
## 子どもの権利について

『子どもの権利』について知っていますか？



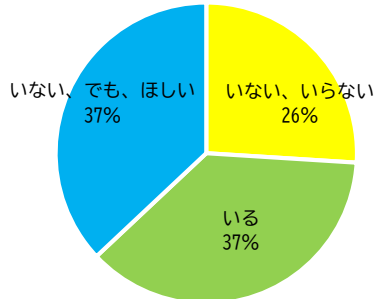
- ・ 8割以上が知っていると回答。
- ・ 小中高生それぞれで「どんな内容が少し知っている」が最も多かった。

あなたと同じくらいの年齢の人に「子どもの権利」について知ってもらうには、どんな方法がよいと思いますか？



- ・ 小中高それぞれで「学校で学ぶ」が最も多かった。
- ・ 高校生では「SNSや動画で知る」が2番目に多かった。
- ・ 小中学生は「子どもに関わる大人が学ぶ」が2番目に多かった。

あなたには、家族や学校・塾の先生以外に、相談できる大人や、自分を大切にしてくれる大人はいますか。



小学生、高校生は「いない、でも、ほしい」と「いない、いらぬ」が同数、中学生は「いない、でも、ほしい」が最も多かった。

周りの大人が、あなたやあなたの考えを大切にしてくれて、「よくわかってもらえた」と思うのはどんなときですか？

話を聞いて共感してくれる時	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での出来事をよく聞いてもらえる。</li> <li>・学校で嫌な事があったとき、とことん話を聞いてもらえた。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よく伝えられた時。</li> <li>・自分に同情してもらえた時。</li> <li>・他の人には言えないような胸の内など、秘密を明かして、特に何も言われず、受け止めてもらえた時。</li> <li>・話を否定せずにじっくり聞いてもらえた時。</li> <li>・自分が困った時や悩んでいる時にいち早く気がついて相談に乗ってくれたり話を聞いてくれたりした時です。一番欲しかった言葉をかけてくれると安心できるし、とっても救われた感じがします。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話を聞いてくれたり、共感してくれた時、応援してくれる時。</li> <li>・悩みを打ち明けた時に共感してくれた時。</li> <li>・何かを伝えた時に大人の人がその伝えたことに対して共感してくれたとき。また、自分の意見を言ってくれた時。</li> </ul>
意見や気持ちが理解・尊重された時	
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考えが、大人にうまく伝わった時。</li> <li>・自分の提案に賛成してくれたときに、よかったなと思います。そして、子供の権利に大人が興味を持ってくれると嬉しくなります。</li> <li>・夢を理解してもらった時。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意見を納得して貰えた時。</li> <li>・進路について、私の意見に賛成してくれたり、私の意見を尊重すると答えてくれたりしているとき。</li> </ul>
助言をくれた時	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちゃんと話を聞いてくれて、その解決策と一緒に考えてくれた時。</li> <li>・話をきちんときいてくれて、解決方法など教えてくれたとき。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確なアドバイスをもらった時。</li> <li>・腑に落ちたとき。</li> </ul>
認めてもらえる時	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の努力が認められたとき。僕のために事をしてくれたとき。ほめられたとき。</li> <li>・いいねや頑張ったねなど褒めてくれた時や、頑張ったけど失敗してしまった時、次を期待してくれた時。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の考えた事が「良い案だな」とか言ってもらえたとき。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努力していたことが認められたとき。</li> </ul>
サポートしてくれる時	
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やりたいことを応援してくれた時。</li> <li>・悪いことをしてる人に注意したとき。</li> <li>・行きたい塾について。</li> </ul>

反対に、周りの大人から、あなたやあなたの考えが大切にされていないと感じたり、「こんなことを言われるとやる気をなくしてしまう」と思うのはどんなときですか？

#### 意見の否定

(中学生)	・せっかく考えたことを否定されたとき。
	・考えを完全否定されたとき。
(高校生)	・自分の意見を聞かず否定された時は悲しくなります。ちゃんと相手の意見を聞いてお互いに納得できるようにしてほしいです。
	・型にはまった考えを押しつけられた時。
	・否定された時。
	・意見を全否定されたとき。否定されることが特に嫌です。
	・頭ごなしに否定された時。

#### プレッシャー

(小学生)	・なにかを催促された時。
	・宿題をクラス全員が出さないと、連帯責任で宿題が増える時。
(中学生)	・他のことを、頑張ってる途中に、次〇〇もあるからねーとか、言われた時。
	・先回って言われるとき。
	・これからやろうと思っていることを、先に注意された時。
	・スマホの利用について。
(高校生)	・しつこく言われる。

#### 分かってもらえない

(小学生)	・上手くできないくて失敗してしまった時にちゃんとやってと言われた時。
(中学生)	・気分が悪くなっている時。
	・自分が努力している時に、変に口を出されてしまった時。
	・勝手にしなさい。や、好きにしなさい。って言われると 話したくなくなる。
(高校生)	・テストがそんなに低い点数じゃないのに叱られた時、お金の使い方について叱られた時。

#### 信頼・思いやり不足

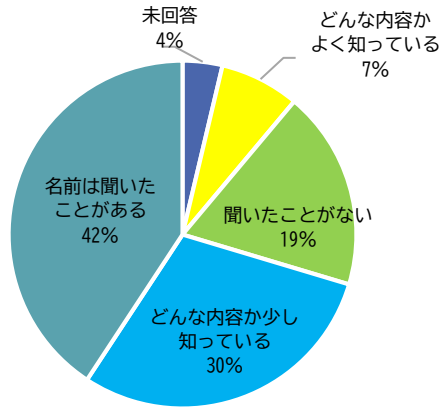
(小学生)	・たまに小さな約束を忘れられたとき。
(中学生)	・女子だから、男子だからと性別を交えて言われた時。
(高校生)	・言って欲しくない言葉を言われたとき。

#### 比較や決めつけ

(中学生)	・他の人と比べられたり、自分のことを下げて言われたりすると落ち込んでしまうし、自分の意見や理由を聞かないで、その今、見たままの状況で判断されて怒られるともやもやしてしまいます。
(高校生)	・みんな出来てるから当たり前と言われること。

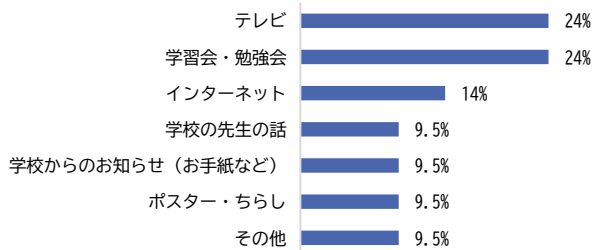
## こども計画について

### 『こども基本法』を知っていますか



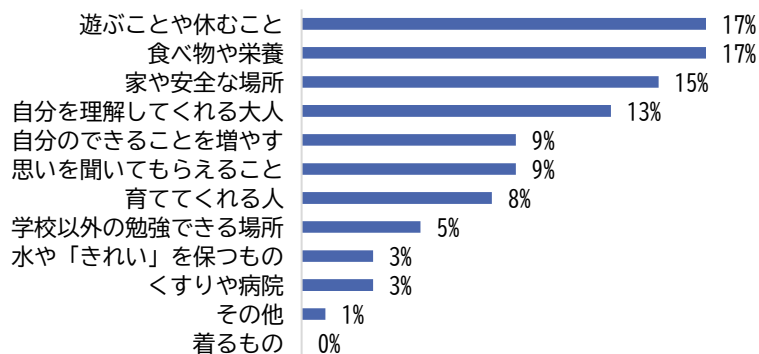
『こども基本法』について、中高生は「名前は聞いたことがある」が最も多く、小学生は「聞いたことがない」が最も多い結果であった。

### 【1～3を選択した方のみ回答】知ったきっかけは何ですか？



『こども基本法』を知ったきっかけについて、『テレビ』と学習会・勉強会で知ったという回答が最も多かった。また、中高生では「テレビ」という回答が最も多く、小学生は「学校からのお知らせ（お手紙など）」が最も多かった。

### むつ市で、こどもが元気に育つ（あなたがあなたらしく育つ）ための『こども計画』をつくらせたら、一番大切なものは何だと思いますか？



高校生では「遊ぶことや休むこと」が最も多く、中学生では「遊ぶことや休むこと」「食べ物や栄養」「思いを聞いてもらえること」が同数で最も多く、小学生では「食べ物や栄養」「家や安全な場所」が最も多かった。

「こどもだからできる！」（おとなになったらできない？やりづらいかな？）と思うことは何ですか？

### 楽しむ

(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の遊具で遊ぶこと。（滑り台やぶらんこの対象年齢が12歳までになっているから。）</li> <li>・友達とたくさん遊ぶ。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊ぶ。</li> <li>・思いっきり、今を楽しむこと。</li> <li>・公園でおもいっきり遊ぶ。</li> <li>・思いっきり自由に遊ぶ事。</li> <li>・無邪気に走り回ったり体を動かしたり遊ぶこと。</li> <li>・山林にある水たまりから、オタマジャクシを採ってきて、カエルにしてまたそこに放つこと。</li> <li>・公園で走り回ったり遊具で遊ぶ、自由な時間を過ごす事だと思います。大人になると生活するために働き、子供の頃のような自由なことができる時間が減ってしまうからです。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由に遊ぶこと</li> <li>・遊具で遊ぶ。</li> </ul>

### 挑戦・行動する

(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間違っても失敗してもいいから思いっきりやる事！新しい事への挑戦や今までやってきた事をやめてみる勇氣。そういう事を大人はやりたがらないように思う。</li> <li>・部活</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色々なことにチャレンジすること。</li> <li>・スポーツ</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色々なイベントに参加して、交流を増やす。</li> <li>・恥ずかしがらず自信を持って行動すること。</li> </ul>

### 自分らしく

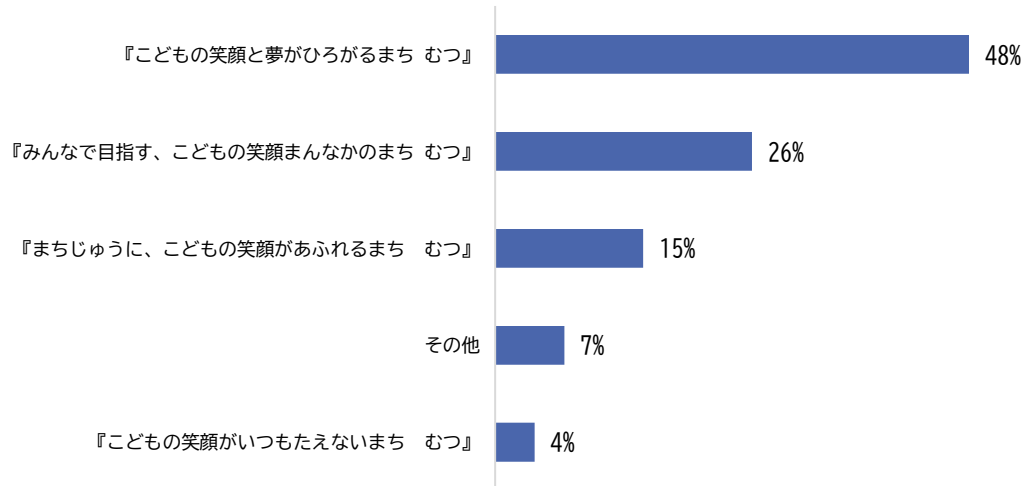
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の好きなことをやってみようと思うこと。大人になったら時間がなかつたりして、自分のやりたいことを自由にできなくなると思うから。</li> <li>・自分の意見を持って、自由に発言・発表することだと思います。なぜなら、子供と時だと、のびのびと周りの意見をあまり気にしないで発表できるけど、大人になると、周りの意見に合わせて発表していると思ったからです。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失敗を恐れずに、いろいろなことに思い切って挑戦すること。</li> <li>・自分の意見を言う事。</li> <li>・表情、感情を全面に表現すること。</li> <li>・思ったままのことを口に出すこと。だれかにすぐ甘えること。大声で泣いたり、笑ったり、我慢せず素直に感情表現をすること。</li> </ul>

### 休息

(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たくさん休む。</li> </ul>
-------	------------------------------------------------------------

むつ市がこれからどんなまちになったらいいと思いますか？	
楽しめる場所の充実	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しい町</li> <li>・あちこち色々なところに行けたり、遊ぶ事ができる場所がもっともっと増えればいいと思うし、その遊びから将来に繋がる仕事が見つけられるようなむつ市であって欲しい。例えば、スケボーが出来るスペースが無いからあればオリンピックとかにも出れる可能性がある人が増えると思う。</li> <li>・大きな公園などの遊ぶところがたくさんあるまち。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆んなが楽しく過ごせる場所。</li> <li>・子供にとって沢山遊べるところがあればいい。</li> <li>・誰もが楽しめる住みやすいまち。</li> <li>・子供でも大人でも生活しやすい環境づくりができればいいと思います。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しめる場所が増えたらいい。</li> <li>・色々な店がなくなりつつあり子どもが遊んだり楽しめる場所が少なくなって来ているように感じる。そのため、様々な店や楽しい施設がもっとあるまちになったらいいと思う。</li> <li>・子供に寄り添った街。家族で過ごせる場所がたくさんある街。</li> <li>・笑顔で溢れる。遊ぶところがたくさんある。</li> <li>・小学校の全学区に1つずつブランコ、鉄棒、滑り台など代表的な遊具がちゃんとある公園をつくるなど、親子で楽しめる場所が増えてほしい。</li> </ul>
安心・安全	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むつ市民一人ひとりが楽しく、少しでも不安な事が減って、安全に暮らせるまちになったらいいと思います。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが、生きやすい市。</li> <li>・公園が綺麗になって、勉強できる場所を増やして欲しい。</li> <li>・子供の権利を守る自治体。</li> <li>・嫌な思いをする人が少しでも減るまち。</li> </ul>
医療・健康・社会問題	
(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口が増える。</li> </ul>
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもも大人も、いつも健康で楽しくいられるところ。いつでも地域の人と繋がっていられる。日々の生活で自分の好きなことができる。市内のあちこちに自由に無料で使える健康器具がある(公園、公共施設)。</li> <li>・子供の数が増えるといい。</li> <li>・医師の方々が少ないから、病気にかかっても困らない、医療の発展した、明るく清潔な街になったら良いと思います。</li> </ul>
空気間や印象	
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが笑顔で明るいところ。</li> </ul>
(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優しさ、思いやりの心で、どんな人も、住みやすく、どこに行っても笑顔で受け入れてもらえるまちになって欲しいです。</li> <li>・賑わいのある明るい町。</li> <li>・みんなが幸せなまち。</li> </ul>
その他	
(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、変わらなきゃいけない！ってことはないと思います。ですが、むつ市民が自分達はむつ市に住んでいるむつ市の一員だということを忘れないでほしいです。</li> </ul>

もし、こども計画に『スローガン』（どんなまちを目指すかの目標）  
をつくるとすれば次のどれがいいですか？



- ・中高生では「こどもの笑顔と夢がひろがるまち むつ」が最も多かった。
- ・小学生は「こどもの笑顔と夢がひろがるまち むつ」と「みんな で目指す、こどもの笑顔があふれるまち むつ」と「まちじゅうに、こどもの笑顔があふれるまち むつ」が同票だった。

※その他回答 ・子どもと地域のひとの笑顔があふれる町むつ  
・子どもの笑顔と夢を創るまち むつ

今回のアンケートでこどもモニターの皆さんから聞いた「こどもの権利を知ってもらう方法」については、今後、むつ市で取り組んでいる、こどもの権利を広めていくための業務の参考にしたいと思います。

また、こどもモニターの皆さんからいただいたスローガンについての意見は、現在、作成している『むつ市こども計画』のなかに掲載される予定です。

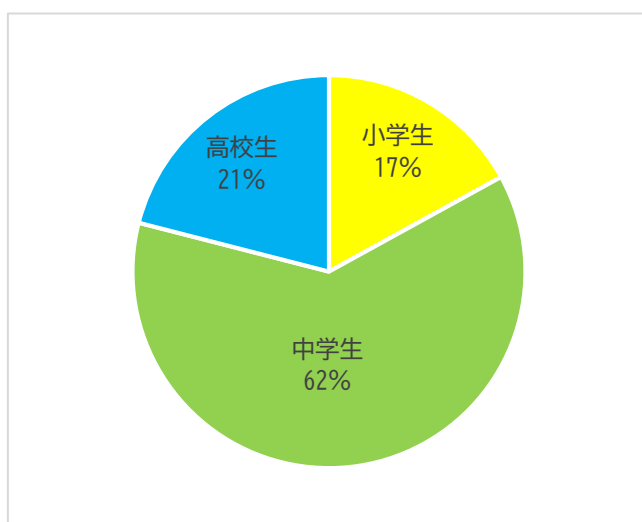
## ②『地球温暖化を防ぐために』について

### <概要>

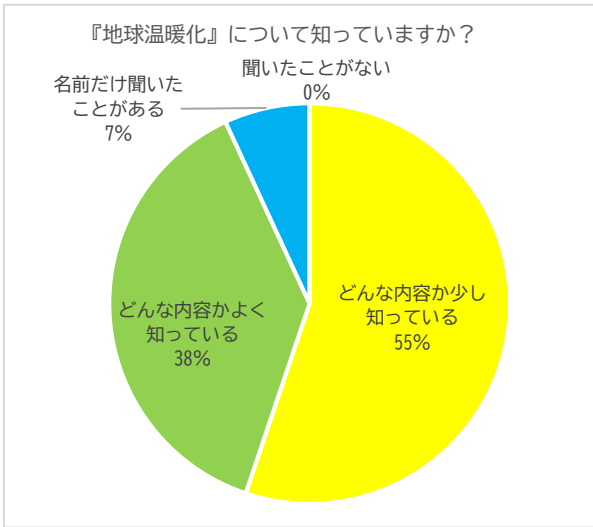
- ・目的
  - ・地球温暖化またはその対策について周知度を尋ね、今後の事業や施策の参考にする。
  - ・今後目指す「地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」の策定にあたり、計画名のアイデアをこどもたちから集めることで、未来を担うこどもたちが身近に感じてくれる計画としていきたい。
- ・実施期間 令和7年9月22日～10月5日
- ・調査対象 こどもの笑顔まんなかモニター
- ・調査方法 インターネットを通じて、アンケート専用フォームから回答
- ・対象者数/回答者数/回答率

区分（年代）	対象者数（人）	回答者数（人）	回答率（％）
小学生	6	5	83.3
中学生	26	18	69.2
高校生	8	6	75.0
その他	1	0	0.0
合計	41	29	70.7

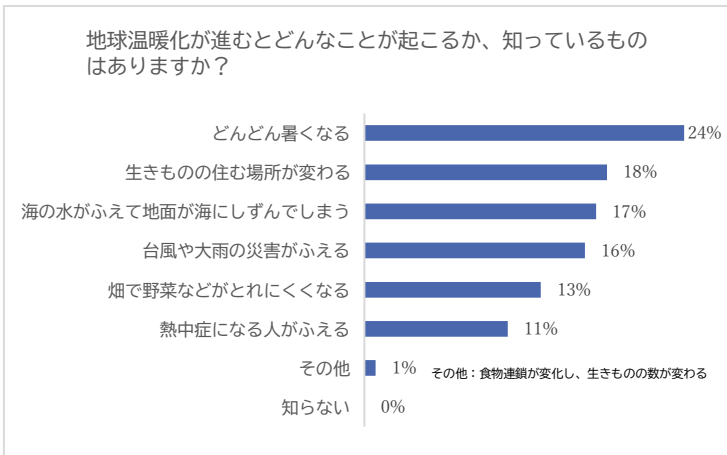
### ・回答者の内訳



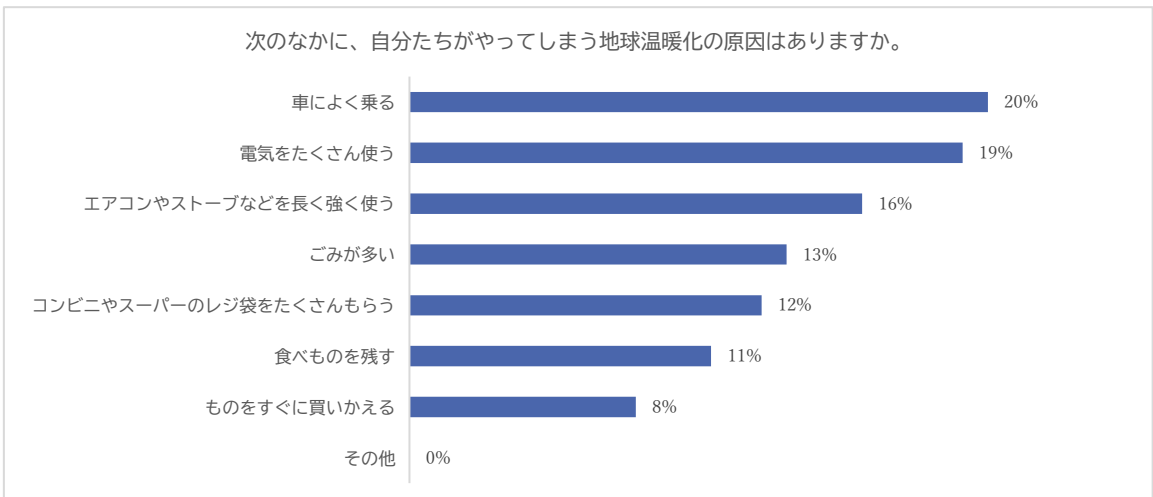
回答者の内訳は、中学生が最も多く62%、次いで高校生が21%、小学生が17%だった。



- ・半数以上が「どんな内容か少し知っている」と回答。
- ・小学生は「どんな内容かよく知っている」と「どんな内容か少し知っている」が最も多く同数であった。
- ・中学生は「どんな内容か少し知っている」が最も多く、高校生は「どんな内容かよく知っている」が最も多かった。

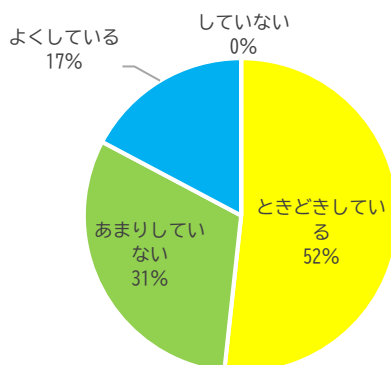


- ・小、中、高それぞれで「どんどん暑くなる」が最も多かった。
- ・小学生は「生きものの住む場所が変わる」が2番目に多かった。
- ・中高校生では「熱中症になる人がふえる」が2番目に多かった。



- ・小学生は「車によく乗る」「電気をたくさん使う」の順で多かった。
- ・中学生は「電気をたくさん使う」、「エアコンやストーブなどを長く使う」の順で多かった。
- ・高校生は「車によく乗る」、「電気をたくさん使う」、「エアコンやストーブなどを長く強く使う」、「ごみが多い」等の回答が同数でばらつきがなかった。

家や学校で何かエコなこと（節電・節水・ごみを減らす等）をしていますか？

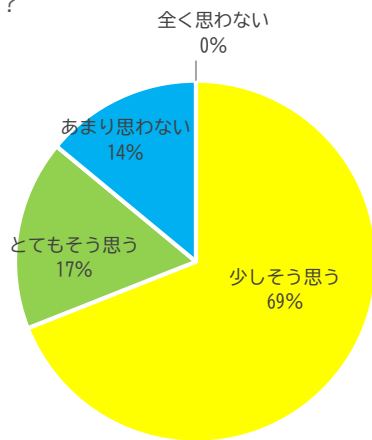


小中高それぞれで「ときどきしている」が最も多かった。

『家や学校で何かエコなことをしていますか？』で「よくしている」「ときどきしている」と選択した方のみ回答。どんなことをしていますか？

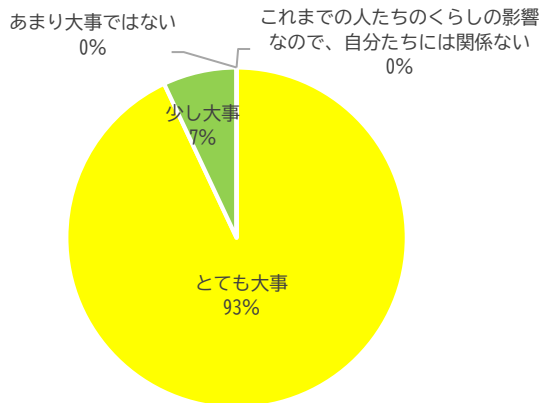
小学生	・水を無駄にせず大切に使うことや、使わない部屋の電気を消して、なるべく家族が一つの部屋で過ごすようにしていることです。
	・誰もいない部屋の電気を消している。エアコンをずっとつけていない。エコバックを使うようにしている。食べれない分は減らしている。
	・ペットボトルを買わないで水筒を使う。
中学生	・水は長く出さないで必要な分だけ。温暖化が進むと野菜や魚が生きにくくなるから、今ある野菜や魚やお肉を美味しく食べる。残さない。
	・節電、節水をするようにしている。食品ロスにならないようにしている。
	・こまめに、電気を消す。歯磨きのとき、水を出しっぱなしにしない。
	・節電、節水。
	・リサイクルできるものは、リサイクルに出している。また、節電するようこまめに電気を消して。
	・シャワーを出しっぱなしにしない
	・使っていない部屋の電気を消す。
	・給食を多めに食べる（生ゴミ削減）、使っていない部屋の電気を消す、なるべく電灯の明るさを最低にして使う。
	・使っていない電気を消す。食べ物を残さない。
	・マイバッグの持ち歩き。
高校生	・エコバッグを持ち歩いている。
	・教室に誰もいない時は電気を消す。
	・歯を磨く時に水道の水をとめている。
	・服を難民地域にとどけている。ペットボトルのキャップやコンタクトケースを集めている。ペットボトルを分別している。
	・ペットボトルのリサイクル。
高校生	・人がいない教室は電気を消す。
	・節電

地球温暖化を防ぐために、自分の行動は役に立つと思いますか？



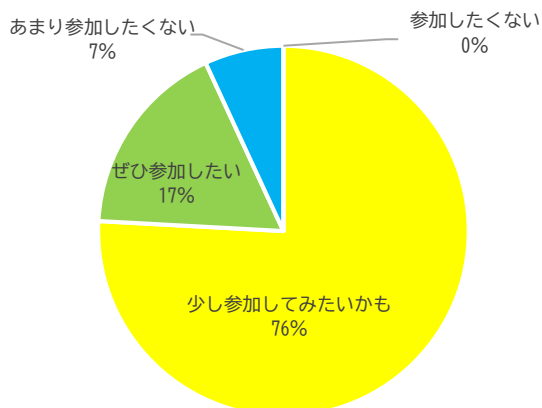
小中高それぞれで「少し思う」が最も多かった。

地球温暖化は、これまでの人々の暮らしが大きく影響しています。将来のために「自分たち」が地球温暖化を防ぐことは大事だと思いますか？



小中高それぞれで「とても大事」が最も多かった。

学校や地域で「地球温暖化を防ぐための活動やイベント」があれば、参加してみたいですか？



・小学生と中学生は「少し参加してみたいかも」が最も多く、高校生は「ぜひ参加したい」が最も多かった。

地球温暖化を防ぐために、むつ市民がみんなのできるエコな行動について、何かアイデアがあったら教えてください。毎日の小さな取り組みでも大丈夫です。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ拾い活動や節電タイムを作る。</li> <li>・もっとスーパーでの節電を増やす。エコバックを使うように呼びかける。</li> <li>・給食の量を少ない所は減らす。</li> <li>・ゴミを減らす。</li> <li>・自転車などで電気を発電するイベント</li> </ul>
小学生	<p>むつ市民・学校に通う人達で出来る事はたくさんあると思う。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉にすればトラブルがあると思うから学年別・区分けされたゴミ拾い。捨てられたゴミを種類別にグラフ化して《捨てられない為にはどうするかを考察・発表》それを模造紙で新聞化してむつ市主催のイベントで発表が市政たよりで一面掲載。</li> <li>・小学高学年から上の人は川の水質調査とかして水質汚染やむつ市の在来生物・外来生物の勉強とかしてみたい。</li> <li>・幼稚園や保育園の子はむちゅらんが分かりやすく温暖化の危険性を分かってもらえるようなビデオや人形劇をして覚えてくれたらいいなと思います。</li> <li>・交通安全期間があるようにむつ市独自で温暖化を考える期間を季節で作って継続的に取り組んでもいいと思うし、大事だと思う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境を変えるのは難しいと思うので、週に1回節水や節電、ご飯を捨てないなどをして、100ポイントたまったらお米券と交換するなどすればいいと思います。写真を撮って市役所に送るなど…それをどどん日にちを増やしていけばいいと思います！</li> <li>・回収のゴミ袋をビニールにしない。学校などから、配布される紙類をなくした方が良い。</li> <li>・ごみの量を減らす。</li> <li>・もっと、リサイクルするように皆してほしい。食品の発泡スチロールなど桶等でうってごみを減らすなど。</li> <li>・車に乗る日を減らす。</li> <li>・自転車を使おうキャンペーン。</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植林活動や、植林活動に関連する活動（緑の羽根募金など）の頻度を増やす。</li> <li>・（もし、むつ市民全体の総電力消費量の把握が可能であれば、）むつ市民の総電力消費量が、ある一定の数値を下回った時、商品券を配布するなどの市ぐるみのイベントを開催する。</li> <li>・自分の食べれる量を作る。</li> <li>・頼む使わない場所の電気を消す。</li> <li>・ゴミを見つけたら拾う。</li> <li>・エコバッグやマイ箸の持ち歩き。</li> <li>・自動車を使わないむつ巡りウォーキングイベントを開く。</li> <li>・ゴミ拾い大会を開く。</li> <li>・エコバッグを作れるイベントを開く。</li> <li>・ゴミを出す量を少なくする。</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花など、植物を植える</li> <li>・リサイクルボックスをもう少し増やす。</li> <li>・ペットボトルや紙などのリサイクル。ゴミを減らす工夫。</li> <li>・早寝早起きで電気やエアコンを節約。</li> <li>・みんなが使いたくなるようなデザインのエコバックを市で売る。</li> <li>・ごみ捨てしない。</li> </ul>

あなたが大人になったとき、どんな環境の地球であってほしいですか？

小学生	・地球温暖化がおさまり、継続して、安心して暮らせる地球。
	・暑すぎない気温がいい。食べ物が安く、安心して食べられる。
	・魚がよく獲れるようになってほしい。
	・四季があって、人間も、生き物達も平和に生きられる地球であってほしい。
	・熱中症を気にしないで思いっきり自然と関わられるような地球であってほしい。こんな地球で生きる子ども達が可哀想だと思いたくない地球がいいな。
中学生	・相手のことを思いやって暮らせる地球。
	・自然と共有したい、体育など制限がかけられない程度の気温がいい。
	・暑すぎずみんなが過ごしやすい地球。
	・ちゃんと、季節が感じられ産業が上手くいけるような地球であってほしい。
	・夏過ごしやすい温度であってほしい。
	・海面が上昇しない。
	・生き物が、本来の生息場所で、いきいきと暮らせるような環境。
	・南極など、寒帯の地域の氷がもとの大きさに戻って、その土地固有の生物が生きていける環境。
	・夏の平均気温が35度を下回る環境の地球であってほしい。
	・子供達が安心して遊べる、街や山、海にゴミがない自然が守られている、緑がたくさんある街。
・夏でも涼しく、くらしや食に困らない環境。	
・昔みたいに夏でも涼しく、冬はたくさん雪が降って遊べるようになってほしいです。また、異常気象に悩まされることなく春夏秋冬を感じられるようなまちがいいです。	
・海面上昇などで自分の国が水没してしまうような国がない地球。	
高校生	・気温があまり高くない。農作物などがしっかり育つ。
	・異常気象で暑さや豪雨、雷などの被害がなく、過ごしやすい環境が保てる地球。以前のように四季がはっきりと感じられたらいい。
	・夏の暑さが秋まで続かず、季節に見合った気温の環境がいい。地球温暖化で悩むことの無い環境がいい。
	・安心出来る地球。

むつ市は、今後、地域のみんで地球温暖化を考え行動する計画づくりを進めたいと思っています。この計画に『名前』をつけるとすれば、何かあなたのアイデアはありますか？  
みなさんじゃないと思いつかないワクワクする名前を期待しています。

小学生	・Earth Defense Force
	・むつ市ワクワクドキドキ地球環境を守るのか!?
	・未来の地球人を守れ!
	・ハッピーむつ運動
	・むつの未来を温暖化から守る・むつ市環境防衛プロジェクト
中学生	・温暖化STOP!まずはむつ市から広げたい脱・温暖化!
	・守りたい私とあなたとミライの地球・クリーンむつ市大作戦!!!
	・地球を守るヒーローになるために!
	・大胆県むつ市
	・元に戻せ!地球温暖
	・WE♡LOVE地球
	・大切な地球をみんなで守ろう、そして暮らしやすい街にしていこう
	・むつエネチャレンジ
	・地球に優しいキャンペーン
	・青い森計画M (M=むつ市のイニシャル、青い森を『つくる』という意味のmake)
高校生	・拾って撮ってみんなでゴミ活: 街に落ちているゴミを見つけたら拾って、その場で写真を撮って市役所に送るとゴミの種類によってポイントがもらえるアプリがあればいいと思う。
	・拾ってアート: 拾ったゴミだけアートを造る(アート展をひらく)
	・未来の笑顔
高校生	・地球の未来を守ろうプロジェクト
	・むつ市クールビジョン
	・止めよう!地球温暖化
	・未来を守る僕らの一歩
	・クールアース計画
高校生	・冷まそう地球、温めよう皆の暮らし

## IV こどもの権利普及啓発活動

## 1. 2025こどもの権利の日 in むちゅ

✓日 時 令和7年11月29日

午前の部：10時～12時 午後の部：14時～15時30分

✓場 所 むつ市中央公民館

✓講 師 甲斐田 万智子氏（NPO 法人国際子ども権利センター）

- ・第1部 第2期子どもモニター任命式/第1期子どもモニター感謝状交付式  
ワークショップ

参加者：第1期、第2期こどもの笑顔まんなかモニター

内 容：→第Ⅲ章『こどもの声を聴く取り組み』（P13）をご覧ください。

- ・第2部 こどもの権利のお話し/メルトクレヨン・アート

参加者：親子、小学生等

内 容：こどもの権利のお話しを聞いた後、メルトクレヨンでアート作品をみんなで作りました。



2. むつ市こどもの権利出前講座

# 2025 こどもの 権利の日 in むちゅ

11.29(土)  
むつ市中央公民館

**第1部** 10:00～12:00 場所:1階講堂

- 第2期子どもモニター任命式
- 第1期子どもモニター感謝状交付式
- ワークショップ

講 師 甲斐田万智子 先生  
(国際子ども権利センター代表理事)

対 象:こどもの笑顔まんなかモニター  
(保護者の方も観覧できます)

参加費:無料

**第2部** 14:00～15:30 場所:2階和室

「みんなで楽しく  
こどもの権利を学ぼう」

- こどもの権利のお話し
- メルトクレヨンアート

対 象:誰でも(定員約20名)

参加費:無料  
※アイロンを使用して作成します。

**展 示** 場所:1階展示ホール

- こどもの権利ポスターの展示  
大塚高校健康福祉系科コース2年のおみなさんが作成したポスター
- 奇士郎先生のマンガかけ軸  
軍医の物語をつづったマンガかけ軸
- フォスタリングわかばによる里親相談ブースと里親に関する展示

第2部参加の申込はこちらから  
(主催 企画1係担当)

むつ市こどもあらいぐま子育て支援課  
0179-22-1111(内線712・229)

第2部で作成したメルトクレヨンアートと  
イベント当日の展示物は、12月1日から  
2週間程むつ市立図書館で展示します。

むつ市では、こどもの権利の日を11月20日と定めています。今年も、それぞれの権利の色を使って、みんなで、メルトクレヨン・アートに挑戦しました。

## 2. むつ市こどもの権利出前講座

- ✓内 容 こどもの権利相談員による「こどもの権利擁護」をテーマとしたむつ市出前講座を、学校や地域で以下のとおり開催しました。
- ✓回 数 計 14回
- ✓講 師 むつ市こどもの権利相談員

<p>(1)むつ市立大湊小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日 時：令和7年5月2日 14時～</li> <li>✓参加者：小学4～6年生、教員等 38人</li> <li>✓場 所：大湊小学校視聴覚室</li> </ul>	
<p>(2)むつ市立大平中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日 時：令和7年5月30日 14時45分～</li> <li>✓参加者：中学1年生、教員等 81人</li> <li>✓場 所：大平中学校体育館</li> </ul>	
<p>(3)むつ市立第一田名部小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日 時：令和7年6月19日 9時15分～</li> <li>✓参加者：小学5年生、教員等 48人</li> <li>✓場 所：第一田名部小学校教室</li> </ul>	
<p>(4)むつ市立脇野沢中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日 時：令和7年7月8日 14時55分～</li> <li>✓参加者：中学生1～3年生、教員等 13人</li> <li>✓場 所：脇野沢中学校学習室</li> </ul>	
<p>(5)むつ市立脇野沢小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓日 時：令和7年7月14日 14時45分～</li> <li>✓参加者：小学生、教員等 11人</li> <li>✓場 所：脇野沢小学校高学年教室</li> </ul>	

<p>(6)むつ市立第二田名部小学校</p> <p>✓日 時：令和7年7月16日 10時20分～</p> <p>✓参加者：小学6年生、教員等 66人</p> <p>✓場 所：第二田名部小学校教室</p>	
<p>(7)青森県立大湊高等学校</p> <p>✓日 時：令和7年8月28日 14時25分～</p> <p>✓参加者：高校2年生、教員等 13人</p> <p>✓場 所：大湊高校教室</p>	
<p>(8)むつ市立川内小学校</p> <p>✓日 時：令和7年9月18日 9時15分～</p> <p>✓参加者：小学4年生、教員等 12人</p> <p>✓場 所：川内小学校教室</p>	
<p>(9)青森県立田名部高等学校 全日制</p> <p>✓日 時：令和7年10月9日 13時30分～</p> <p>✓参加者：高校1年生、教員等 25人</p> <p>✓場 所：田名部高校教室</p>	
<p>(10)青森大学むつキャンパス（工藤ゼミ）</p> <p>✓日 時：令和7年10月28日 14時40分～</p> <p>✓参加者：大学1年生、教員等 11人</p> <p>✓場 所：青森大学講義室</p>	
<p>(11)むつ市立苫生小学校</p> <p>✓日 時：令和7年11月7日 9時15分～</p> <p>✓参加者：小学5年生、教員等 70人</p> <p>✓場 所：苫生小学校教室</p>	

<p>(12)むつ市立関根小学校</p> <p>✓日 時：令和7年11月21日 11時20分～</p> <p>✓参加者：小学5, 6年生、教員 18人</p> <p>✓場 所：関根小学校教室</p>	
<p>(13)青森県保育連合むつ支部</p> <p>✓日 時：令和8年1月20日 14時～</p> <p>✓参加者：保育従事者等 60人</p> <p>✓場 所：下北文化会館大集会室</p>	
<p>(14)第2期こどもの笑顔まんなかモニター</p> <p>✓日 時：令和8年1月31日 9時～</p> <p>✓参加者：小・中学生、保護者 18人</p> <p>✓場 所：むつ来さまい館イベントホールB</p>	

出前講座を受けてくれた児童・生徒の感想文（抜粋）

- 子どもには権利ということがあって、子どもは0才（生まれたときから）18才になっていない人だと初めて知りました。子どもの権利条約の記号があると初めてわかりました。特に、僕は12番（意見を表す権利）がすきです。（小学生）
- 子どもの権利とかは大体知っていたけど、コルチャック先生のことは知らなくてとても勉強になりました。あと、コルチャック先生は子ども達を心配させないように、コルチャック先生も一緒に絶滅収容所に行ったのがすごいと思いました。外国とかで子どもの権利が守られていない国の子達にこれを教えてあげたいと思いました。（小学生）
- 今日子どもの権利条約について詳しく教えてもらって、子どもは守られているんだなあと思いき安心しました。なので子どもの権利条約が守られていない国があることを知ってとても悲しかったです。コルチャック先生は子どものために命を捧げていたということを知ってとても感動しました。コルチャック先生のおかげで守られているので、自分の命を大切にしようと思いました。（小学生）
- 子どもの権利が基本的なことからさ細なことまで、細かく決められていることに驚きました。戦争や大人の都合で権利が守られていない人たちが世界にいることを知ったので、そのような

人たちを守るために自分たちができることを調べたいです。

コルチャック先生の行動も、子ども達を最優先に考えて、最期まで子ども達のことを思ってガス室に入ったということが自分だけのことを考えていない心の底から優しい人なんだなと痛感しました。コルチャック先生のように周りのことを考えて正しい行動ができる人になりたいです。(小学生)

●権利はいつでも使えるものであり、それが守られなかったら取り戻せるということを知った。しかし、自分の権利だけを押し通して相手の権利が奪われてしまうと本末転倒なので、相手と妥協できる場所を探し、その方法でどうにかしようと思えた。私自身弟と仲が悪く、よくケンカしてしまうので、今回の学習会で学んだことを生かして生活していきたいと思う。将来はコルチャックみたいな優しい心を持った大人になりたいと思った。(中学生)

●コルチャックがいなかったら、権利はなかったかも知れないし、コルチャックを見て子どもの権利を提案したポーランドにも感謝しなければいけないと思うし、コルチャックとポーランドの行動がすごいなと感じました。権利が守られていない国でも、いつか守られるようになることを願います。(中学生)

●僕は子どもの権利というものを知りませんでした。子どもの権利は全部で42あり、チケットのようなものです。差別の禁止や、教育を受ける権利は少しは知っていたけど、詳しくは知らなかったの、今回の授業で詳しく学ぶことができました。特に大切だと思うのは、38条の戦争からの保護の権利が大事だと思いました。(中学生)

●今日の出前授業で初めて子どもの権利条約というものを知ることができました。子どもには沢山の権利があってすごいと思いました。今の時代は人種差別、性別に関する差別などがあり大変な世の中ですが、そのようなことも自分たちが互いにわかり合うことによって解決できると思いました。肌の色が違うから差別するなどは相手の心に大きな傷を残すことになるので、なるべく早く差別がなくなってほしいと思いました。(中学生)

●今日の学習で子どもに権利があると思いました。子どもの権利は一つだけではなくたくさんあることを知れました。権利は大人だけではなく、生まれたときから権利があることを知れました。障害者でも車椅子でも必ず権利があると思いました。自分はいじめられていたりしているから権利がないと思わないで、自分にはちゃんと自分の権利があるということを忘れないで生活したいです。(中学生)

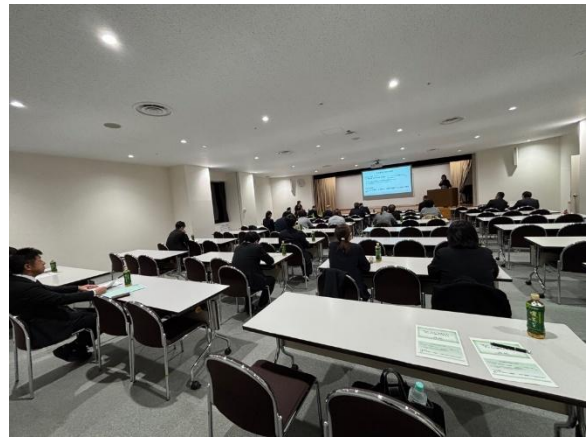
### 3. むつ市子どもオンブズパーソン講演会

青森県高等学校PTA連合会下北協議会の研修において、高校生の保護者や高校の教員の皆さまに田中子どもオンブズパーソンによるこどもの権利講演会を行いました。

- ✓日 時：令和7年11月25日 18時30分～20時
- ✓場 所：下北文化会館大研修室
- ✓講 師：むつ市子どもオンブズパーソン 田中 志子氏
- ✓テ ー マ：“守る”から“尊重する”へこどもの権利を考える



田中志子子どもオンブズパーソン



会場の様子

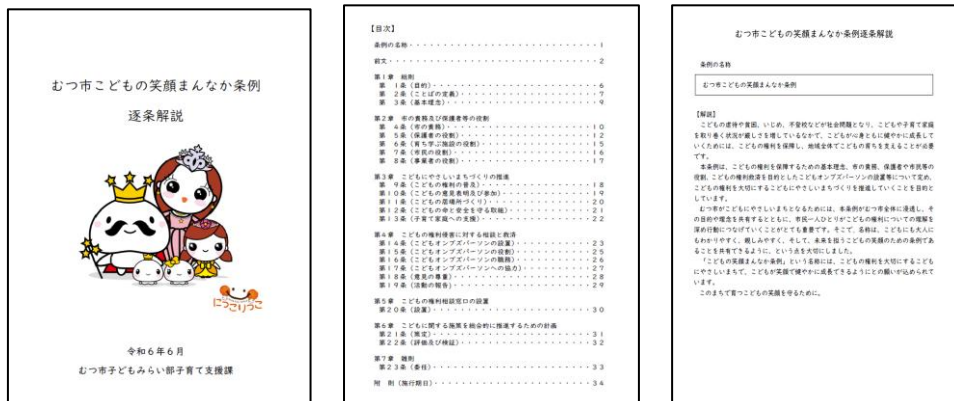
### 4. 普及啓発物の配布

こどもの権利の普及啓発を目的とした配布物として、条例の逐条解説、こどもの笑顔まんなか条例ポスターやこどもの権利相談窓口のチラシ、こどもの権利相談窓口周知カード等を作成・配布しました。

- ✓こどもの笑顔まんなか条例逐条解説

むつ市ホームページに掲載しています。

【URL】 <https://mutsu.cmskit.jp/kurashi/kosodate/2024-1209-kodomonokenri.html>



✓こどもの笑顔まんなか条例ポスター（A2）やこどもの権利相談窓口のチラシ（A4）



✓こどもの権利相談窓口カード

市内の小学校児童、中学校生徒・高等学校生徒、養護学校児童・生徒に配布しました。

小学生用



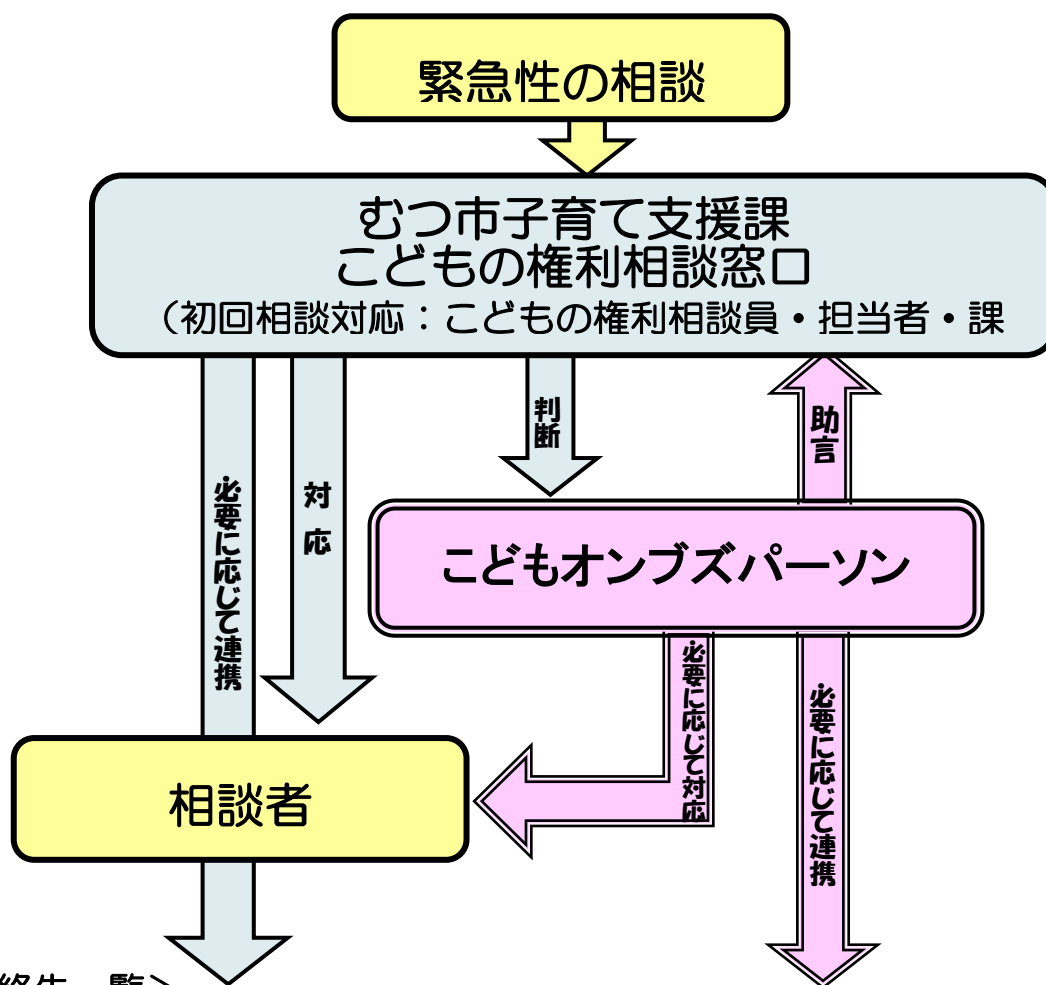
中高生用



# V 資 料

## むつ市こどもの権利相談窓口緊急対応フロー図

希死念慮（自殺をほのめかす）、自傷行為（リストカット）等、命にかかわる内容の相談があった際は、こどもの権利相談員のみで判断せず、こどもオンブズパーソンに判断を伺いながら対応する。



### <連絡先一覧>

- むつ市こどもオンブズパーソン  
田中こどもオンブズパーソン / 大谷こどもオンブズパーソン
- むつ市子育て支援課  
・こども家庭支援 G(要保護児童対策地域協議会事務局)  
電話 0175-22-1111 代表
- 市教育委員会  
・総務課・学校教育課 電話0175-22-1111 代表
- 下北児童相談所 電話0175-23-5975
- むつ警察署 電話0175-22-1321

## **Tell** 言葉に出して心配していることを伝える。

「死にたいくらいに辛いことがあるんだね。」「あなたのことがとても心配だよ。」とはっきりと言葉に出して伝えましょう。

## **Ask** 『死にたい』気持ちについて率直にたずねる。

「死にたいと思っているの?」「どんなときに死んでしまいたいと思うの?」と率直にたずねましょう。真剣に聴く姿勢があるのであれば、自殺を話題とすることはむしろ自殺予防への一歩となります。

## **Listen** 死を思うほどの絶望的な気持ちを傾聴する。

子どもが『死ぬこと』しか思いつかなかった状況を理解するために、話をさえぎらずに、ゆっくりと耳と目と心を子どもの声に傾けましょう。十分な傾聴の後に、構築された信頼関係の中で、『自殺以外の具体的な問題解決の方法』について子どもと一緒に考えてみることはとても有効なことです。

## **Keep safe** 子どもの安全を確保し、専門家へつなげる。

「危ない!」と感じたら、その子どもを決して一人にせず、寄り添い、安全を確保した上で、すぐに専門家へとつなげましょう。

### ●対応の留意点

#### 1) ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い子どもをひとりで抱えこまないことが大切です。チームによる対応は、多くの目で子どもを見守ることで理解を深め、共通理解を得ることで支援者自身の不安感の軽減にもつながります。

#### 2) 急に子どもとの関係を切らない

自殺の危険の高い子どもに親身に関わっていると、しがみつくように依存してくることも少なくありません。昼夜分かたず関わっていたかと思うと、疲れてしまって急に関係を切ってしまうといった態度は、子どもを不安にさせます。子どもとの間には継続的な信頼関係を築くことが大切です。

#### 3) 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

子どもが「他の人には言わないで」などと訴えてくると、ひとりだけで見守っていくというような対応に陥りがちです。自殺の危険はひとりで抱えるには重過ぎます。子どものつらい気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、こどもオンブズパーソン、関係機関と相談をします。

#### 4) 手首自傷（リストカット）への対応

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインです。あわてず、しかし真剣に対応して、関係機関につなげることが大切です。子どもは、はじめは抵抗を示すかもしれませんが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わってください。

# むつ市こどもの笑顔まんなか条例

令和6年3月15日公布  
むつ市条例第3号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第3条）

### 第2章 市の責務及び保護者等の役割（第4条－第8条）

### 第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進（第9条－第13条）

### 第4章 こどもの権利侵害に対する相談と救済（第14条－第19条）

### 第5章 こどもの権利相談窓口の設置（第20条）

### 第6章 こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（第21条－第22条）

### 第7章 雑則（第23条）

### 附則

日本には、平和な社会を維持し、国民の基本的な権利を永久の権利として定めている日本国憲法があります。

また、日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利をもつ主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとりの人間として、自分らしく、豊かに成長、発達していく権利があることを認め、これを大切にすることを約束しています。さらに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が制定されました。

こどもは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。命が守られ、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、児童の権利に関する条約やこども基本法に定める全ての権利が保障されなければなりません。

こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人も同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。

こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切に心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます。

大人は、こどもの権利を実現していくために、こどもの成長と発達する力を認め、こどもの思いや意見を受け止め、誠実に向き合うことが必要です。そして、こどもに関することが決め

られ、行われるときは、子どもにとって最も良いことは何かを共に考え、支援していく責任があります。

私たちは、子どもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していくため、子どもの意見を取り入れながら、地域全体で子どもに関わる施策に取り組んでいく必要があります。

地域の宝である子どもは、むつ市の将来を担っていく大切な存在です。子どもが、四季折々の豊かな自然に恵まれたむつ市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていくことを願い、条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、子どもを権利の主体として認め、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、子どもが笑顔になるよう子どもをまんなかに捉え、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

### (ことばの定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（子どもを除く。）をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、子ども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもに関わることを決める場合は、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 社会を担っていく存在である子どもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれ相互に連携し、及び協力することにより、子どもにやさしいまちづくりに取り組むこと。

## 第2章 市の責務及び保護者等の役割

### (市の責務)

第4条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、こどもに関する施策を推進するに当たり、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。

### (保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの成長及び発達について第一に責任及び義務があることを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 保護者は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 保護者は、育てているこどもに対して、虐待等こどもの権利を侵すような行為を行ってはならない。

4 保護者は、こどもを育てることに関して困ったときは、市その他関係機関に必要な支援を求め、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

### (育ち学ぶ施設の役割)

第6条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、こどもが社会性を身につけることができるよう支え、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設は、いじめ、虐待及び体罰について、関係機関と連携し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行わなければならない。

### (市民の役割)

第7条 市民は、地域がこどもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利を保障しなければならない。

2 市民は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 市民は、地域の中で、こどもにとって安全かつ安心な環境を整え、その環境を守るよう努めるものとする。

4 市民は、地域の中で、こどもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための適切な支援をするよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第8条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立がで

きるよう、職場環境の整備に努めるものとする。

### 第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進

#### (こどもの権利の普及)

第9条 市は、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとする。

2 市は、11月20日を「むつ市こどもの権利の日」とし、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとする。

3 市は、こどもがこどもの権利について学び、自分と他者の権利を尊重できるよう、必要な支援を行うものとする。

#### (こどもの意見表明及び参加)

第10条 市は、こどもに関わる施策又は取組（以下「施策等」という。）について、こどもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するよう努めるものとする。

2 市は、施策等について、こどもが理解を深め、自分の意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

#### (こどもの居場所づくり)

第11条 市、育ち学ぶ施設及び市民は、こどもが安心でき、自分らしく居られる多様な居場所づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、こどもが安心できる居場所となるよう努めるものとする。

#### (こどもの命と安全を守る取組)

第12条 市は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守り、こどもの命と安全の確保に必要な取組を行うものとする。

2 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止及び早期発見に努めなければならない。

#### (子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、保護者がこどもを養育することが困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

### 第4章 こどもの権利侵害に対する相談と救済

#### (こどもオンブズパーソンの設置)

第14条 市は、こどもの権利を守るとともに、こどもの権利が侵害された場合の救済を目的として、むつ市こどもオンブズパーソン（以下「こどもオンブズパーソン」という。）を置く。

2 こどもオンブズパーソンは、非常勤の特別職とする。

3 こどもオンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 4 こどもオンブズパーソンは、第16条に規定する職務の遂行について利害関係がなく、こどもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 こどもオンブズパーソンの任期は、3年とする。ただし、補欠のこどもオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 こどもオンブズパーソンは再任されることができる。
- 7 こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(こどもオンブズパーソンの役割)

第15条 こどもオンブズパーソンは、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めるものとする。

- 2 こどもオンブズパーソンは、こどもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力するよう努めるものとする。

(こどもオンブズパーソンの職務)

第16条 こどもオンブズパーソンの職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。
- (3) こどもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) こどもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。
- (5) こどもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

(こどもオンブズパーソンへの協力)

第17条 市及び育ち学が施設は、こどもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に協力しなければならない。

- 2 保護者、市民及び事業者は、こどもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めるものとする。

(意見の尊重)

第18条 市は、こどもオンブズパーソンから第16条第4号の規定により意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(活動の報告)

第19条 こどもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を取りまとめ、公表するものとする。

#### 第5章 こどもの権利相談窓口の設置

(設置)

第20条 市は、こどもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、こどもオンブズパーソンを補佐するため、こどもの権利に係る相談、調査、調整等を行う相談員を置く。

#### 第6章 こどもに関する施策を総合的に推進するための計画

(策定)

第21条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

（評価及び検証）

第22条 計画の実施結果の評価及び検証は、むつ市こども・子育て会議条例（平成25年むつ市条例第27号）第1条に規定するむつ市子ども・子育て会議が行うものとする。

2 市は、前項の評価及び検証のほか、必要に応じて計画の実施結果について、こどもオンブズパーソンの意見を聴くことができる。

第7章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

## むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則

令和6年3月29日公布  
むつ市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、むつ市こどもの笑顔まんなか条例（令和6年むつ市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者)

第3条 条例第2条第1号に規定する条例が適用されることが適当であると認められる者は、満18歳に達した日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの
- (2) 市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの

(代表子どもオンブズパーソン)

第4条 条例第14条に規定する子どもオンブズパーソンのうち1人を代表子どもオンブズパーソンとする。

- 2 代表子どもオンブズパーソンは、子どもオンブズパーソンの互選により定める。
- 3 代表子どもオンブズパーソンに事故があるとき、又は代表子どもオンブズパーソンが欠けたときは、あらかじめ代表子どもオンブズパーソンが指名する子どもオンブズパーソンがその職務を代理する。

(子どもオンブズパーソンの会議)

第5条 代表子どもオンブズパーソンは、次に掲げる事項を協議するため、子どもオンブズパーソンを招集することができる。

- (1) 子どもオンブズパーソンの職務執行の一般方針に関すること。
- (2) こどもの権利の侵害について、その救済と権利の回復に向けた方策に関すること。
- (3) 活動状況の報告に関すること。
- (4) その他子どもオンブズパーソンが協議の必要があると認める事項に関すること。

2 前項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、代表子どもオンブズパーソンが会議に諮って定める。

(救済の申立て)

第6条 こどもの権利の侵害について救済を求める者は、子どもオンブズパーソンに救済申立

書（様式第1号）を提出することにより救済の申立てを行うことができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で救済の申立てを受け付けたときは、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 こどもオンブズパーソンは、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第16条第2号及び3号に規定する必要な調査又は関係者間の調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 申立ての内容がこどもオンブズパーソン又は条例第20条に規定する相談員の行為に係るものである場合
- (4) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過している場合
- (5) 申立日において、権利を侵害された者がこどもでない場合
- (6) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するものである場合
- (7) 裁判所において係争中の権利関係又は行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するものである場合
- (8) 議会に請願又は陳情を行っているものである場合
- (9) その他調査等を行うことが必要でない、又は適当でないことこどもオンブズパーソンが認める場合

（調査等の同意）

第8条 こどもオンブズパーソンが調査等を行う場合において、当該調査等が権利を侵害されたこども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書（様式第3号）により、事前に当該こども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、こどもが置かれている状況等を考慮し、こどもオンブズパーソンが同意を得ずに調査等を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

（調査等の通知）

第9条 こどもオンブズパーソンが調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をしたこども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 こどもオンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、書面により市の機関に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 こどもオンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、書面により市の機関以外の者に資料の提出又は説明及び調整について協力を求めることができる。

4 こどもオンブズパーソンは、第7条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（調査等の中止）

第10条 こどもオンブズパーソンは、調査等の開始後に、第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

2 前項の場合において、こどもオンブズパーソンは、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、申立者、同意者その他関係者に調査等中止通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（意見表明）

第11条 市長は、条例第16条第4号に規定する意見表明を受けた場合には、関係する市の機関以外の者に、必要な措置を講ずるよう要請するため、書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第16条第4号に規定する意見表明を受けた場合は、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

3 前2項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

（調査等結果の通知）

第12条 こどもオンブズパーソンは、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（身分証明書）

第13条 こどもオンブズパーソンは、その職務の実施に当たっては、身分証明書（様式第8号）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第15条 こどもオンブズパーソンに関する庶務は、子どもみらい部子育て支援課において処理する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。